

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和4年2月22日（火） 14:00～15:00

2. 出席者

【顧問】

川路部会長、阿部顧問、岩田顧問、岡田顧問、近藤顧問、鈴木伸一顧問、
鈴木雅和顧問、平口顧問、水鳥顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、野田環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、
工藤環境審査係

3. 議 題

(1) 環境影響評価準備書の審査について

①中ノ森山風力合同会社（仮称）中ノ森山風力発電事業

準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見、環境大臣
意見の説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 環境影響評価準備書の審査について

①中ノ森山風力合同会社「(仮称) 中ノ森山風力発電事業」

準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見、環境大臣
意見について、質疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 中ノ森山風力合同会社「(仮称) 中ノ森山風力発電事業」

<準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見、環境大臣意見>

○顧問 本日は1件だけ、中ノ森山風力合同会社の（仮称）中ノ森山風力発電事業環
境影響評価準備書です。準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、そして、福
島県知事意見と環境大臣意見も届いております。それに対して、御意見、コメント等
について顧問の先生方から挙手をお願いいたします。生物関係の先生、どうぞ。

○顧問 トップバッターで行かせていただきます。事前にコメントを出していなかったのですが、幾つかありますので、順番にお聞きしますので、よろしく願いいたします。準備書のほうになります。

まず、準備書、動物のところですが、724・725ページです。猛禽類の飛翔のデータが出ているのですが、表が2つそれぞれのページに出ています、上のほうの表は内訳で、猛禽類の種類ごとに、どこの地点で確認されたかという数が出ています、下のほうがむしろ情報としては重要で、対象事業実施区域内にいたのかとか、あるいは、高度Mのところを飛んでいたのかという情報が重要だと思うのですが、こここのところが、「猛禽類」といってまとめられてしまって、その内訳が、どの種類の高度Mが、対象事業実施区域で飛んでいたのか分からないのですが、ここも中身を書いた方がいいと思うのですが、ここを要約してしまっているのは何か理由があるのでしょうか。

○事業者 この部分は渡り鳥の調査結果の部分になるのですが、下の表でまとめている理由は実は特段なくて、各分類群でどういった状況かをいろいろな案件と同じようにまとめているということもありまして、それと比較できるようにまとめているというのが実情です。

おっしゃっていただいたとおり、より詳細な部分は、資料編には記載してあるのですが、本編でどの種がどのくらいの高度を渡っていたかというのは整理した方がいいと思いますので、今後、修正していきたいと思います。

○顧問 分かりました。以前からこういう書き方をされていて、それに従ったということなのでしょうけれども、高度Mのところ、あるいは対象事業実施区域内をどの種類が飛んでいたのかというのが見るほうとしては知りたいと思いますので、今後、そういう整理の仕方に変更していただければと思いますので、御検討ください。

それから、同じようなところですが、773ページの図面です。重要な種について幾つか分布図がアセス図書のように出ているのですが、ここでアオバトが出ています、アオバトの矢印で恐らく飛翔していたという線が描いてありまして、ここが対象事業実施区域の風車に近い場所で線が見られます。

後ろのほうの828ページに影響予測がありまして、Mの高度は飛んでいなかったということは書いているのですが、データとしては、Lのほうを飛んでいたのか、Hのほうを飛んでいたのかというのはやはり知りたいのですが、そこはどこかにデータが

記載してございますか。それとも、資料編のほうにあるということでしょうか。

○事業者　ここで得られている結果は、任意調査とかテリトリーマッピングなども含めて一緒くたになっているのですが、その一般種のデータは資料編には載せていませんので、対象事業実施区域内を飛翔した一般鳥類についても、おっしゃっていただいたとおり、どこかで高度区分をまとめて示していきたいと思います。

○事業者　先ほどの高度の区分につきまして、769ページの表50に、現地調査で確認された鳥類についてまとめているのですが、こちらに対象事業実施区域内における高度ごとの確認個体数というものを記載させていただいております。

○顧問　分かりました。私が見落としていました。これを見て、Mの高度は飛んでいなかったということですね。了解いたしました。こういったものがどこにあるのかというのが分かると、少し分かりやすいかと思います。

それから984ページ、生態系の典型性になりますが、タヌキのフィールドサイン調査をやっているのですけれども、記述を見ますと、フィールドサイン調査で、自動撮影とか足跡とかいろいろ書いてあるのですが、上のほうに文章があって、下に表が出ているのですけれども、その下に、これが最後の結論にも関係すると思うのですが、植生ごとに選択性を出していただいている。

ただ、この確認例数というのが何の数を示すのかが分からなかったのですが、糞とか足跡とか、自動撮影と上には書いてあるのですけれども、これは全てを一緒にしてしまっているのでしょうか。

○事業者　今の件はちょっと確認が必要だと思っておりますが、これは全て一緒にしていると恐らく踏査距離とうまく整合しないと思いますので、ここでは基本的にはフィールドサイン調査のみの確認例数だったと記憶していますけれども、改めて確認させていただければと思います。

○顧問　多分、一定のやり方でルートを通って確認をした調査と自動撮影の調査は、かなり質が異なると思うので、そのあたりを確認していただいて、場合によっては再度整理していただいて、本来であれば、フィールドサインも分けて確認例数のところを書いていただいた方が、これを単純に足し算したのか、それともそれぞれ重みづけをして少し違った評価をしているのかということも分かりますので、そのところも分かるよう明示していただけると助かるかと思っております。

○事業者　了解しました。

○顧問　それから、同じ典型性のところですけども、995ページ、カラ類ですが、調査はよくしていただいている、ルートに沿っているということで、今回、ルートの延長ごとに植生別に選択性がどうかということ解析していただいているのですが、これはカラ類を全て合計してしまっているということですね。確認ですけども。

○事業者　そのとおりです。

○顧問　恐らくカラ類の種類によって好む環境というのが異なっていると思いますし、それから、例えば、あるカラ類にはあまり影響がなくても、別のカラ類には少し影響が大きそうだ。今回は、結果としては一応それなりの影響があるということなので、大きくは変わらないとは思いますが、例えば、これが風力の調査ではなくて、都市部の調査で、何か建設をするときに、例えば、シジュウカラとヤマガラを一緒にして、割と面積の大きいような緑地を利用するようなヤマガラと、割と市街地のほうにも出てくるシジュウカラを一緒にして、影響がなかったとしてしまうと、いろいろ問題が出てくるのではないかということが考えられます。

　　ですので、こういうケースでは、種ごとに環境選択というのはそれぞれ調べていただいて、その上で、カラ類全体として統合するときには全てこれを足し算するのか、それとも、別々に示すのかというのを考えていただいた方がいいと思いますので、ここで種類の確認例数を全てプールしてしまっているのは、解析の仕方として私は正しくないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事業者　次の966ページを見ていただくと、各種の分布図もしっかりと調査していますので、おっしゃっていただいたように、全てプールせずに、まずは各種ごとに選択性指数を出してみるということは可能ですので、次の評価書段階で修正させていただきたいと思います。

○顧問　そして、場合によっては、ゴジュウカラのデータが少ないようですし、もしカラ類ということで扱われるのであれば、数が少ないようでしたら、ゴジュウカラは別のグループになりますので、ここでは取り上げなくてもいいかと思しますので、そのあたりも御検討いただければと思います。

○事業者　了解しました。

○顧問　それから、最後に、生態系のところで、今回、尾根のところにはタヌキもカラ類もそれなりに好適な環境が出ていまして、森林をできるだけ改変しないということで、実行可能な範囲で回避するということなのですが、1014ページに、環境保全措置も含め

た生態系影響の図が出ています。ここを読んでも、基本的には回避をして、実行可能な範囲で低減できているという内容だと思うのですが、一番初めの工事計画のところに戻ると、風車の位置自体は通例のほかの場所と同じように、できるだけ改変を抑えてつくっていただいているということなのですから、切り盛り処理でそれなりに道路脇に盛土のところの面積が出ております。

これは図面が14～16ページにあって、表が24ページに出っていますが、盛土の量も、かなり抑えているとは言いつつ、非常に少ないとも言えない状況である。ここを盛土したということなので、処理もしなければいけないと思いますし、例えば緑化をして、今後どうしていくかも検討しなければいけないと思うのですけれども、盛土の水の処理とか、緑化で最終的にどういう植生にしていくのかとか、そういう具体的な記述があまりないですね。

ほかの地点も同じですが、協議の上、決定するということになっているのですけれども、こういう裸地になるような部分をどういう形で最終的に持っていくかというのが、生態系の保全措置の在り方にも非常に大きく関係すると思います。

例えば、風車ができ、風車の部分は仕方ないですけれども、風車以外の部分で、土捨て場とか道路の部分で、今回の影響評価の結果を受ければ、開けた環境にしてしまえば、その分、ノスリが好むような環境になって、逆に、誘因してしまってバードストライクの危険性を増やすかもしれないですし、逆に、森林のカラ類とか、今回、タヌキもそうだと思いますが、そういったものには負の影響がある。

もちろん、改変面積を少なくするというのが一番の保全措置だと思うのですけれども、それ以外の部分で、本当に実行可能な範囲でできることはこれだけだったのかと、そういった印象も持りましたので、今後、いろいろと検討されるときには、こういう影響評価の結果を踏まえて、どういった風車周辺の管理をしていくかということを考えていただければと思います。こちらはコメントになります。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 それでは、造成関係の先生、お願いします。

○顧問 準備書の201ページ、3-2-43で、「関係法令等による規制状況のまとめ」というのがありますが、私は当初はあまり問題ないと思って事前に指摘しなかったのですけれども、改めて見てみたら、国土防災のところの急傾斜地と地滑りのところの法律に関するところで、葛尾村、浪江町、対象事業実施区域周囲、そして対象事業実施

区域そのものと、これは全部×がついています。

当然のことながら、これに関する図面も添付されていないのですけれども、地形を見て、この辺が指定されていないのは変だと思って調べたのですが、まず、福島県の河川流域総合情報システムというのがあるのですけれども、これで見ると、図面の縮尺とか精度が違うので厳密に重ねたわけではないのですが、土石流危険個所が対象事業実施区域そのものか、あるいはその周囲で多分同じ流域区分で、対象事業実施区域が上流に当たるといって指定されているように見えます。

それから、福島防災ウェブの中で、浪江町のハザードマップ、2020年4月指定ですけれども、ここでは土砂災害警戒区域がやはりごく近傍に指定されています。あと、対象事業実施区域内にもかかっているようにも見えました。

それから、葛尾村の2021年8月のハザードマップも同じように、土砂災害警戒区域の色塗りがごく近傍にありました。

国の法律に準じたら指定されていないとはいえ、やはり防災系は地元の情報のほうが、現地の確認なども含めて、妥当だと思うのです。国の指定は図上で設定しているので、ただ、アセスメントの手引からいけば間違っていないけれども、経産省の方にもお願いしたいのですけれども、地元のハザードマップはやはり重ねた方がいいと思います。

今回は国の指定がないにしても、県と村のハザードマップの情報を、地形図と流域区分図とハザードマップ、この3つを重ねて、下流に対して対象事業実施区域の造成が下に脅威を与えていないかどうかを明記するような図面を作成してほしいと思います。

○顧問 事業者の方、いかがですか。

○事業者 いただいた内容をしっかりと我々のほうでも精査させていただいて、関係する行政機関等ともよく協議の上、進めさせていただきたいと思います。

○顧問 これはぜひ評価書の前に確認させていただきたいと思うのですが。補足資料追加という形でも結構ですけれども、見せていただけますでしょうか。

○事業者 ボリューム感を含めて、今、私のほうで全て把握できているわけではないところがございまして、関係者と確認の上、実務上、可能な範囲で対応できるようにはしたいと思いますが、ボリューム感を含めて確認の上、判断させていただきたいと思います。

- 顧問 「ボリューム感」というのはどういう意味でしょうか。
- 事業者 スケジュール等々の兼ね合いもあるものですから、その辺が私のほうでも見えていなかったもので、いつまでにどう対応できるのかを含めて、今、御回答できない状況だったものですから、その辺を含めて、関係者と確認の上、判断させていただくようにさせていただきたいと思っております。
- 顧問 手続上の問題はさておいて、防災上の問題なので、評価書前に事実関係が認識できれば私としては構わないと思うのですが、準備書などの書式の体裁を整えろとか、そういう意味で申し上げているわけではないです。
- 事業者 分かりました。そういう意味では、先ほどいただいた各情報のマッピングというところをまずは行うということのみ、ということによろしいでしょうか。
- 顧問 そうです。正しくそういうことです。
- 事業者 分かりました。では、その辺、情報収集をさせていただいた上で判断して対応するようにしたいと思います。
- 顧問 では、次に、水関係の先生、お願いします。
- 顧問 補足説明資料26番で、現地調査における沢筋の調査結果についてお聞きしました。その結果として、図に新たな沢筋の所在を示していただきました。
- 二次質問の事業者見解のところ、現時点ではこの沢筋については、濁水到達距離の推定結果の評価には考慮していないということですが、いわずもがなと思いますが、評価書段階においては、これらの沢筋の所在も考慮した評価結果を示していただければと思います。
- 事業者 評価書では、沢筋も含めて、濁水到達の予測を実施しますので、問題ないです。
- 顧問 それから、補足説明資料44番ですが、ここで沈砂池を除去した土砂の処理方法についてお聞きして、場内処理を行いますというお答えでした。場内処理をしていただくのは当然結構なことなのですが、どのように場内処理をされるのかというところまで確認させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。
- 事業者 施工上の話ということになりますでしょうか。施工上どのように、という意味合でよろしいでしょうか。
- 顧問 そうではなくて、メンテナンスとして、沈砂池にたまった土砂を定期的に除去しますね。

○事業者 はい。

○顧問 この地域ですと放射線量の高い土砂が集積するような可能性があるのですが、土砂の処分方法については注意する必要があるかと思えます。そういった土砂の処理についてどのように場内処理されるのかということをお聞きしたい。

○事業者 工事完了後、運営段階に入ったタイミングでの土砂の処理のことということによろしかったですでしょうか。

○顧問 そのとおりです。

○事業者 こちらについては、まだ明確な計画等まで落とし込めていないところも多々ございますが、基本的に、先生、御指摘のとおり、放射線等の影響等も加味しながら、安全面での対応を考えてございます。

行政機関等々の指導もいただきながら、例えば、しゅんせつした土砂に関しまして、土のう等に入れ込んで対処したりですとかを含めて、その辺の具体策というのは正直言うところからの部分はあるのですが、地域性、特殊性などを加味しながら、行政機関の指導をいただいて適切に処理をしたいという状況でございます。

○顧問 分かりました。

○顧問 それでは、大気質関係の先生、お願いします。

○顧問 私のほうからは、まず、補足説明資料の41番についてですが、「空間線量率の調査が方法書時の位置であったので、今回ちょっと位置が変わりますから、評価書時までに実際に風車を建てる位置で測定をして、高濃度汚染の場所が回避できていることを示す必要はありませんか」という質問に対して、その回答としては、「航空機モニタリングによって調査した結果は300mくらいで変化していないから、調査する必要はありません」という回答でした。航空機モニタリングというのは、上空の少し高いところから測っているのですが、空間的な平均された値が出てきて、その分解能が100m以上あると思うのですが、そういう意味から言うと、実際、地上で放射線量を測ってみると分かると思いますが、放射線量というのは空間的に非常に激しくばらついているところが多いですね。

それは、実際に福島原発の事故のときに出てきているものが、非常に短い時間で見ると、放射線の量が非常に変動しているものが出てきていたり、あるいは、この辺に落ちてきたものは雨に含まれて落ちてきていますので、それが地面に落ちると流れたりするわけですがけれども、その放射線量が流されたところと、流れがよどんでたまった

たところなどがあって、そういうたまったところでは結構高い放射線量が測定されたりしています。

最近やった審査の中でも、ここよりもずっと福島原発から遠いところでの評価書の調査結果でも、風車のサイトでは放射線量率は低かったのですが、そこから10m離れた森のほうに行くと、その数倍以上の放射線量率が高いところがあったりしていますので、ここはちゃんと現地を調べた方がいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○事業者 御指摘を踏まえて、具体的にどういった対応をするかは検討させていただければと思います。

○顧問 それから、42番、43番辺りで、環境保全措置についてももう少し丁寧に書いた方がいいのではないかといいことを言っていますが、これは福島県知事意見のほうでも、10番の放射線の量のところで、例えば、(2)とか(3)とか、どのようにやるのかを記載するようにという指摘がなされていると思うのですけれども、この辺はもうちょっと丁寧に評価書では記載した方がいいのではないかと思います。これはコメントです。

○事業者 承知しました。もう少し具体性を持たせた環境保全措置にします。

○顧問 それから、対象事業実施区域周辺の風況マップについて、この図に風配図が載っていますが、それはどこですかという質問をしたのですけれども、実際にはNEDOがつくっているので、NEDOのホームページを見てくださいと書いてあったので見てみたのですけれども、見てもよく分からなかったのですが、この風況マップは皆さんよく対象事業実施区域の風況がいいということを示すために出されているのですけれども、この風配図というのはアセス図書にはつける必要がないのではないかと思うのですが。

今まででも半分ぐらいの図書ではついているし、半分ぐらいの事業者はつけていないように思うのですけれども、もしこういうものがついていると、そこに緯度・経度が書いてありますので、それはどこなのだといいことを聞きたくなりますので。

この図で言いたいことは、対象事業実施区域の風況がいいということなのだと思えますので、風配図はつけなくてもいいのではないかと思いますし、もしつけるのだしたら、NEDOの説明も含めて、これはどういう風配図なのだということ「注」か何かで書いておいた方がいいのではないかと思いますけれども。コメントです。

○事業者 この風配図については、配慮書段階で掲載したもので、準備書の中では配慮書の「参照」という形で載せているので、どうしてもここを削除することはできないのですが、御指摘いただいたように、風配図の緯度・経度の注釈などを追加して、評価書ではより分かりやすいものにしたいと思います。

○顧問 では、水関係の先生、お願いします。

○顧問 私のほうからは、福島県知事意見の放射線量のところの4番、5番について主にお聞きしたいと思います。

特に5番目のところで、濃度調査を事後調査としてやってほしいという意見が出ていますが、この中で、事前調査として、河川の放射能の調査、それから底質の調査も行っていると思うのですけれども、底質の調査も同時に行う予定かどうかをお聞きしたいと思います。

それから、4番目のところで、沈砂池から出ていくところの空間線量若しくは表層土壌の線量評価ということも4番のところで言われていますが、これについてもやられる予定かどうか、お聞きしたいと思います。

○事業者 底質の事後調査もするかしないかということですが、今、知事意見の対応表の中では、水の放射性物質濃度を測定するという回答をしていますけれども、改めて準備書の調査結果を見たところ、水に関しては放射性物質濃度不検出で、放射性物質の性質上、水というより、底質に吸着するものなので、逆に言うと、水をやらないで底質だけやるという形もいいのかと思いました。ただ、具体的な対応については今後検討したいと思います。もう1点は、どちらでしたか。

○顧問 今のところについては私も同意見で、河川水とか水については不検出の場合が多いので、底質のほうをしっかりとやっていただきたいと5番については思いました。

もう1点の4番のほうは、同じように、今度は沈砂池からの排水の自然浸透についてのところで、「空間線量及び表面土壌の放射線濃度」と書いていますので、特にここでは表面土壌のところを少し見ておいてほしいと思って質問させていただきました。

○事業者 これは事後調査として実施するかというのは検討する必要があると思うのですが、工事中、定期的なモニタリングのようなものは実施することになると思いますので、調査自体はすることになると思います。

○顧問 分かりました。特に工事中、モニタリングを沈砂池の濃度と一緒に検討して

もらえばいいかと思います。

○事業者 はい。

○顧問 では、植物関係の先生、お願いします。

○顧問 事前質問はしていないのですけれども、質問させていただきます。

準備書の905ページをお示しいただけますか。一番上の落葉広葉樹二次林という凡例の説明がございます。その説明のところに、「群落境界が明確でないため、落葉広葉樹二次林として集約した」とありますが、資料編にあります組成表も見せていただいたのですけれども、ミズナラ群落とコナラ群落というのがあるのですが、これが標高的にはあまり区別がつかなくて、同じようなところに出てきていて、ただ、それを見ると、種組成的にはかなり明確に分かれてきているところがあるのですけれども、それらは現場では色分けをすることは難しいのでしょうか。

○事業者 おっしゃっていただいたように、確かにコナラ林とミズナラ林は種組成的には結構明確に分けられたのですが、割と一緒に出てくることもあって、例えば、標高で切るとか、地形で切るとか、そういったことはなかなか難しかったので、今回、統合させていただいたという結果でございます。

○顧問 ミズナラの優占する植分とコナラの優占する植分というのははっきり分かれているということですか。

○事業者 もちろん混生するところもあるのですが、組成表を取るときには、混生しているところはあまり取らずに、どちらかというところ、ミズナラが優占しているところ、コナラが優占しているところを取ったという経緯もあるので、組成表上はうまく分かれたというのも、正直なところではあります。

○顧問 そうですね。組成表を見ると、コナラ群落のところにはミズナラが出てきていないですね。だから、コナラとミズナラの違いで現場では塗り分けられるかと私は思ってしまったのですけれども。

○事業者 そうですね、パッチ上に表面積でぼんぼんとコナラ群落があったりとか、なかなか明確な境界がなかったということもあって、塗り分けられなかったといえますか、塗り分けるのが正直難しいという状況でした。

○顧問 そうですね。それはよく分かります。ですから、ここは群落境界が明確でないということではなくて、一個一個の植分の面積で考えると塗り分けるのは難しいということですね。明確ではないというのは、植生の場合には連続してくることも多い

ですから、そういった意味では明確でないということはあるのですが、ここは一個一個の群落の面積が小さいので、それを区分することは難しいという意味ですね。

○事業者 おっしゃるとおりですので、そのように記載した方がいいと思いますので、評価書で訂正させていただければと思います。

○顧問 それから、もう1点。その同じところですが、2行下に、「コナラやミズナラについて胸高直径は20～30cm程度」とあるのですが、植生調査票も見せていただいて、そこでは40cmのものもあったり、下のブナ群落のところでは、ここも「ブナやクリの胸高直径は大きいもので30cm程度」とあるのですが、このブナ群落は調査票のほうでは胸高直径は50cmと書かれています。この辺のところはどちらが正しいのでしょうか。

○事業者 御指摘は、例えば、ブナ林で確かに胸高直径50cmのものも書かれてあるのですが、多分、切り残したと思うのですけれども、ブナの少々大きめのもので50cmぐらいのものがあつたのですが、概して30cmぐらいだったので、この記載がまずかったと思いますので、適切に修正したいと思います。

○顧問 そうですね。50cmが残っているというのはそれなりに重要なことかと思しますので、事実は書いておいていただきたいと思います。

それから、それとも関連しますが、その下に、「周辺には伐採履歴がある林があることから」とあります。それで自然度7にしたということなのですけれども、周辺ではなくて、この植分について書かなければいけないと思うのですが、この植分がもし伐採履歴がなければ、自然度7というのはおかしいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○事業者 そうすると、この書き方は悪かったのですが、この植分が、20×10とか20×20あるかないかぐらいの植分なのですけれども、その植分でも伐採歴が確認されましたので、そのように修正させていただければと思います。

○顧問 そうですね。「周辺には」というと、この植分にはかかってこないととられますので。

それから、事例であるという判断だと思うのですけれども、自然度9と7の間の8ということになって、その8の捉え方というのは難しいと思うのですが、ここはブナ林でもある。ブナ林が皆伐されて復元してきたものではないですね。発達していたものを択伐したような形のものでしょうか。

○事業者 そのあたりの現地の判断はなかなか難しいところがありますが、択伐されたというよりも、恐らく一度皆伐されて再生してきた林だと思います。ただ、ブナが優占するパッチが少しだけあったので、そこは、伐採頻度はほかに比べて、もしかすると小さかった可能性もありますので、自然度7にするのか8にするのか正直悩むところではありますが、検討していきたいと思います。

○顧問 そうですね。ミズナラの二次林ではなくて、ブナの二次林ということであれば、自然度7より8の方がいいのかと私は考えるのですけれども、そんなに大きな意味があるということではありませんが。

それから、937ページをお願いします。そこにサクラソウの説明があるのですが、樹林種ということなのですけれども、「耕作放棄地に隣接しているので、植栽起源の可能性はある」という御説明なのですが、私は現場を見ていないのでちょっと分かりませんが、今までの経験でいきますと、植栽起源ではないと思うのです。

実は、サクラソウというのはすごく自然性の高いところにあると思われているかもしれませんが、そんなことはなくて、むしろ適切な里山管理がされている農耕地帯には、例えば、林の下にもサクラソウが出てくるということで、かなり里山の植物的な性格が強い植物でもありますので、ここは「植栽起源」ではなくて、恐らく里山管理をしていく中で広がっていったものではないかと思います。これはコメントです。

○顧問 では、ほかの先生方、何かございませんでしょうか。

それでは、私から、細かいことで申し訳ないのですが、準備書の706・707ページ、「一般鳥類の環境類型ごとの平均個体数密度」と書かれています。それで、平均個体数密度が1ヘクタール当たり何羽とあります。

ちょっと前に戻って、703ページで、調査方法としては、任意観察法とテリトリーマッピング法の2つを使ったということで、任意観察法というのは調査範囲を踏査し出現した種名を記録する。そして、重要な種で注目すべき生息地が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録したとあります。

それで、先ほどの表の平均個体数密度というのは、何から算出されたのですか。

○事業者 任意観察法につきまして、重要種のみを記載したというような書き方にはなっているのですが、鳥類につきましては、確認した種につきまして全部位置をマッピングするようにはしておりまして、それを基にこちらの表を作成いたしました。

○顧問 そうしますと、平均個体数密度を算出するそれぞれの環境タイプの面積が出さ

れているのですが、これはどういう面積を表しているのですか。

○事業者　こちらの表の面積につきましては、植生調査の結果から作成しました植生図を基に、エリアは全体に対しての面積を集計して出すような形としております。

○事業者　ちょっと補足させてください。今、任意踏査で確認された点は全て落としているのですが、その結果を基に、ラインセンサスの、幅50mの範囲を任意踏査のルートから抽出して、それを植生ごと、環境類型ごとに当てはめて面積を算出しています。この個体数もそのように、50mの中で確認された個体数を全部集計して出しているという状況です。

○顧問　任意観察法とはいえ、ラインセンサスを併用したというような感覚ですね。

○事業者　おっしゃるとおりです。

○顧問　任意観察というのは、私は定性的なものだと思うし、50m以上のところでも観察されればその種としての確認になるので、それはそれなりに重要だと思います。ですから、任意観察法とテリトリーマッピング法というのはそれでいいと思うのですが、ここに個体数密度を出すというのであれば、最初からラインセンサス法を行ったみたいな感じの書き方のほうがよかったかという気はします。そこはここでは別に問題はないのですけれども。コメントです。

それから、福島県知事意見の中に、今、共有で見せていただいているのは、福島県知事意見に対する対応ですか。これはこちらに送ってもらいましたでしょうか。ジップ (Zip) を広げても、それがないような気がするのですけれども。

それで対応されているならそれでいいのですが、どういうことかと思ったのは、知事意見で、「動植物・生態系について」の一番初めに、「対象事業実施区域で確認されたハチクマの飛翔回数に対し、衝突予測数が少なすぎるため、再計算すること」と書いてあるのです。「動植物・生態系について」というのは分かりますか。小さくて、よく読めないです。それに対する回答を、事業者の方、読み上げてもらえますか。どういう対応にされたかということ。

○事業者　回答としては、再計算して評価書に改めて記載するという形を取りたいと考えております。

○顧問　そういうことだったのですか。これは予測衝突数のメッシュ図では、準備書の842ページにあるのですが、ほかの猛禽類もそうですけれども、見事に対象事業実施区域は高い予測衝突数メッシュから外れているのです。たまたまその場所だけ衝突し

ないような感じの図が、ほかの猛禽類もそうですけれども、結構出ているんですね。

それで、ハチクマの飛翔図というので776ページを見ましたら、結構飛んでいるのです。だから、これで福島県知事から意見が出たのだと思うのですが。

だから、対象事業実施区域辺りでは突然高いところを飛ぶようになって、高度Mの飛翔がほとんど見られないからということなのかと勝手に想像したのですが。その辺のところをもう少し書かれた方がいいかと感じました。現在、再計算をするという方向ですか。

○事業者　　そういった方向で考えています。

○顧問　　分かりました。そのようにしていただければ、大体納得できるのではないかと気がします。

ただ、先ほど私が言ったような原因であれば、ここでは予測衝突数は少ないのでしょうけれども、もし計算が間違っているということになると、結果自体が変わってきますので、その辺のところは十分考慮されて、評価書ではまた別の言い回しになる可能性がありますね。その辺、ちょっと検討してください。

ほかの先生方、何かございませんか。特にないようでしたら、事務局にお返しします。

○経済産業省　　事業者の方におかれましては、本日、顧問から御指摘等がありました部分につきまして、評価書までに御対応等をいただけるよう、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、中ノ森風力合同会社の（仮称）中ノ森風力発電事業の準備書の審査を終了させていただきたいと思います。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486